料金別納郵便

「アイ・エー経営者通信」送付のご案内

初夏の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立て を賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

元が取れない!?

「年金なんて払っても元が取れないから払いたくないんだけど…」よく聞くフレーズなのですが、皆さまはどう思われますか?特に若い世代はこのように考えている方が多いような気がします。若い世代は本当に元が取れないのでしょうか?まずは、国民年金の最高額である「満額」は、2023年度795,000円です。(新規裁定者の年金額満額)この795,000円は20歳~60歳までの40年間保険料を払った場合に支給される年金額になります。

いくら払うの?

2023 年の国民年金保険料が 16,520 円ですから、単純計算ですが 16,520 円を 480 月(40年) 払うと 7,929,600 円…約 800 万円の保険料を払うことになります。結構な資産形成になりますね。もちろん保険料、年金額は毎年変更されます。

いくらもらえるの?

この 480 月分が納付されていると、終身で毎年 795,000 円の年金が支給されます。では、どのくらいで支払保険料を回収できるのかというと…7,929,600 円÷795,000 円≒9.97 年上記のことから約 10 年で支払保険料が回収できることになります。老齢基礎年金は原則 65 歳から受給しますので 75 歳以降は、支払保険料以上の年金額がもらえるということになります。若い方の言い分としては「現在はそうかもしれないけど、将来は 65 歳からもらえるとは限らない!70 歳からになるでしょ!」という叫びが聞こえてきそうな気がします。仮に 70 歳から支給されるようになったとしても10 年だと 80 歳以上からは支払保険料以上の年金がもらえます。

不安ではあるけれど…

今後は、どうなるのか分からないので、特に若い世代は不安になるのは当然のことと 思いますが、老後の収入の大部分である老齢年金をあえて放棄する必要はないと思い ます。また、老後、同世代は年金をもらっているのに、自分だけもらえないというの は、きっと寂しくなると思います。この議論については、昔からありました。私が若 い頃も、こんな議論がされていた記憶があります。公的年金は、老齢年金だけではあ りません。障害年金や遺族年金もありますので、個人的には払った方が良いと思いま すが皆さんはどう思いますか?では今月もよろしくお願い申し上げます。

~トピックス~

将来に向けた不安。これは常にあるものでそれが当然と思います。何が心配ですか?を伺う仕事をしています。

何が心配ですか?

最近各地で地震が多くて…。うちの会社、地震保険に入っていないんだけど どうしたらいいですか?

火災保険は更新しないとだけど、保険料がねぇ・・・・。水災は心配だけど、今回は補償なしでいいにします。

車を買い替えてやっと納車になります。今まで古い車だったから車両保険は付けていなかったけど…。そんなに高くなるんですね。どうしようかな?

病気しても健康保険があるし、休業手 当も出るし、高額医療費の制度もある し、医療保険って要らないですよね?

何か保険に入ってないと心配だけど、 何が良いかわからなくって…。しかも 掛け捨てってもったいないですよね。 10年毎にお金が戻ってくる保険みた いのがあるって聞いたけどそれってど うなの?

毎年、年金で 795,000?っていうことは …月々66,250?足りますか?

うちの家系はガンにならないけど、認知症が心配なんです。誰に面倒見てもらえるかって言っても…。

何が心配ですか?(浅井)



あじさい

(水無月) JUNE

日	•	11	25
月	۰	12	26
火	0	13	27
水	0	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
\pm	3	17	•
日	4	18	•
月	5	19	•
火	6	20	٠
水	7	21	٠
木	8	22	•
金	9	23	۰
±	10	24	•

6月の税務と労務

国 税/5月分源泉所得税の納付 6月12日

国 税/所得税の予定納税額の通知

国 税/4月決算法人の確定申告(法 人税・消費税等) 6月30日

国 税/10月決算法人の中間申告 労 務/児童手当現況届(市町村役 6月30日

国 税/7月、10月、1月決算法人 の消費税等の中間申告(年 3回の場合) 6月30日 地方税/個人の道府県民税及び市町 村民税の納付(第1期分)

市町村の条例で定める日

6月15日 労 務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

場に提出) 6月30日

ワンポイントスタートアップ創出促進保証制度

経営者保証を不要とする信用保証制度。創業予定者や分社化予 定者、創業後5年未満の法人などを対象に、保証限度額3,500万円、 保証期間10年以内、据置期間1年(一定要件満たすと3年)以内、 信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保 証料率で、審査の上、融資が受けられます。

に り関にれては は金難に影オい国 色融い勤響べる債 に最 をは金置ま色融 影響を与えて オい国記 関近 る債事 ~とか、 の買い[†] を通 する経 考える じ 記済 記事が多く見る ラえるの、 「起点」 小り組み・ になって いの結び いる者以れている等、 日入 7 イー 銀れは はで います。 方があ つきを解 国膨 \mathbf{H} ル 外 債張銀 ١ 短 方 は 金 買をの 6 カ 法で金銭を 法期 分機ブストラーの 八い続資 照 <

かと思

ということになります。

で

は、

長

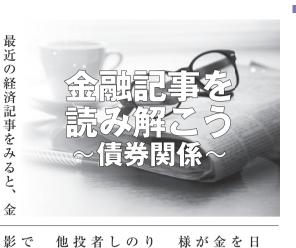
期

金融

市場はどう

か

期金融市場につい



他投者しのり短貨はて短だ 員信託、証は銀行、信託 資会社 な資金 市場で、そ)で、金(金融機関がある。金融機関がある。 はれない三 に限られています。 **业券会社、** 託 銀 行、 言 及効果は無 葉でしょう。 信 その **旧金庫、 冰険会社** たの参加 を調整 がりり 取 Þ

す

る

り社企方体場行また業体が、土

は情市場が発行が発行

等 行

がす

カー できません。結 金 影響すること 参照。金川 いますべ 響することになります さません。結局、しかし、その波及 ・利ので 経済 りになって 及個窮いは ん人屈

ると考えら 金ずれ のに プロ n L ます。 ても 同 短期 士 0) В 金 0) 融 市 で あ

> ŋ とに 、ます。 は長 債 期 券 市債金 市 券融 場 場 が市市 あ場場

利

短

市

0)

金利

で

す

短期 は

金 期

市 場

場と言っても

反本短

映銀期し行金

きか

ける金金

融

短期策

を

点にすることは

やす が利

す市債 早場のことで 優券を取引する 日 本 行するは一方公共に ある般地団市発

場にあ期国債いリけを債債 です。10ム中、が場合です。10人中では、1 金債 ŋ 場が市場が 利の金 と言 し ニュ 10 ム中 が場 0) 指 利 10 年 が で ح L 大 で 9

市 場 ばる一標は年物大もの部国も は

〈図〉 短期金利の引き上げ 株価の下落 長期金利の上昇 為替の上昇 住宅ローン 企業の借入 家計資産 企業の株式 輸出価格 輸出採算 金利上昇 金利上昇 減少 発行減少 上昇 悪化 雇用状況 住宅建設 設備投資 消費の 設備投資 輸出減少 悪化・設備 減少 減少 減少 減少 投資減少 経済全体への影響(景気押し下げ、物価下落など)

子 Ź **〕**が

さて、債券と株式について比さて、債券と株式について比較しますと、債券は利払い、元額が大きく異なります(大幅な額が大きく異なります(大幅な増配もあれば業績不振で無配もある)。また、債券は償還で、株式は企業を迎えますが、株式は期限がありません。さらに、価格変動から見ますと、債券は相対的に小さく、株式は大きい。

を生じます。 たが長期金利 たが長期金利 ともはそ も何 ほどう 国(ソ 並利の上昇は債券下落
図には載せませんでし
非常に分かり難いとこ
かうことなのかといっ 債 、券で け

は債価 置数頻 数式を使りない。以下落、は下落、 券格 き計 することで一層理 $\frac{1}{2}$ 売

さて、 なります 金 でである。 でいますが電卓を手元 新聞にも出てきます。 落、金利が下落すると を利が上昇すると債券 新する、このこと 並利が下落すると 債券 (実例

十る機 今年4月

略本の は基のの退

日銀は長そして、 ドカ金 イーブに利に間 目を コ標置 なを設しいた 口定後

価が 格 3 は% 下か す 5 る % 注のこ

1 山れ

%にとった

そ銀

を預預機

金け関 Ź 0)

11

部にマイン

行が金利のこの理屈といるのですか 小割同 畑さえわから 数字になりな Ŏ は 上昇を 予想と でえわかれば を3よ ま母り さって保いる。 ず。 ば、 の大 1 3 (V) す有銀 0 5

機題 28

た。

関点 年 異 ナ 銀 を 居 外 が 日 銀 を 月 例 ナ 銀 を

はで

行が金利の上昇を予想して保有 となくわかるだけで をことが分かります。金融 書いた記事を紹介します。金融 書いた記事を紹介します。金融 をごとが分かります。 でい融が

注

(A.3 万) (A.3 「同となろう。 は金利上昇方向、価格は金利上昇方向、価格は、日銀の出口戦略の出口戦略の出口戦略の出口戦略の出口戦略の出口戦略の出口戦略の関係の関係の関係の関係を表示。

> 2 - 者いののスはそ日日もとこで利のの策金のに 日銀は通常、短期金利でもって金融政策を実行してもって金融政策を実行しています。 1標値を維持するために大の国債を維持するために大の国債を買わなければなず、何らかの理由で長期がに強い上昇圧力がかかいます。 後がれ金ら量目る国いものはあば利ずの標異債のので、 り制に、国値例のので います。 指摘する金 がまない。

最後に、今回の内容は、難しいところもあったかと思います。いところもあったかと思います。いても結構ですし、今騒がれている累積する国債は、今後どのような方向に向かうのかといっような方向に向からのかということ

実例 〈5年物国債、額面100万円〉

とた

金利5%の場合の現在価値は、

100÷(1.05)⁵で約78.4万円。

 $(100 \& 1.05 \times 1.05 \times 1.05 \times 1.05 \times 1.05)$

債券の理解

り保

機株が式

視し行っているように思い株価の値上がり、値下がりを中心として売買され、株有動機から見ても債券は到

いり株利

りの債

期債券

ŋ, を調

と済され、前述。調達す

んるとなっていること

資

元本がに利払

返い

期

で割ります。

イー

ル 長

す

á 力

な

ふろう。 <u>۱</u>

ン

利払いも決まったなっています。

伏まっている。国は決まっている。

OV にる

※ちなみに、金利3%の場合は、

100÷(1.03)⁵で約86.3万円。

3 --- 6 月号

令和 5 年度税制改正で NISA制度が変わります

金融商品

益を得られるものには、それなとデメリットがあり、大きな収とデメリットがあり、大きな収投資信託など、さまざまな種類投資信託など、さまざまな種類

り 金 に 用 を投資の 元本割 IJ 融 商 スクを伴 品 株式よりもリス れをする可能 のうち 専門家に任 います。 心者には 投資 信 には比較になるの 託 は

二 投資信託の仕

組

とがてとがてられ、信託銀行に基づいて運用を社は、決算で書を発行しま などの 販 記銀行は運用な **於売会社** 決算ごとに運 で、 を 2や証券会 発証券会 会社の指 行に集め か います。 ~ら支払 するこ 用 報

れば、「譲渡損」になります。 準価額が下落したときに換金す 、資信託を購入した時よりも基 種類の利益が生じます。 てに投れ準投 2 することで生じる「譲 分 没信託にはば、「譲ば れた利益を投資家に分配する投資信託は、運用によって得 配 金」と、投資信託 3 1 5 :税と住民税を合わせによって得られた利益 税金 **殿渡益**」 が を換金 0)

従来のNISA

定N得品 Ĩ N I N I S A I を株 運用 範囲 西内で購入した金融商Aは、専用の口座内で住民税が課税されま 民税が か課税された利益に 用の口座内で一 13 0) は、 金 、ます。 商品 所 商

> 制ア A 26 A 年1 て N 度 Ι あ Ι N I ジュニアN N I S A から、ジュニ いたてNIS S A で は す。 は平 月 つ N み I から Ι 金 成

制度が開始されました。 一般NISAは、毎年120 万円分の非課税投資枠があり、 この範囲内で購入した金融資産 によって得られた利益について は、購入した年から5年間は課 税されません。120万円×5 で保有することができます。た で保有することができます。た で保有することができます。た では、その年に未使用の非課税 では、その年に未使用の非課税 では、その年に未使用の非課税 では、その年に未使用の非課税 では、その年に未使用の非課税 では、その年に未使用の非課税 では、その年に未使用の非課税 をとしても、これを翌 では、等く

はに こ万 よって得ら の円 範 分 囲の 内 した年から20日の !で購入した金融資産 課税 投 資 枠 年間は温につい :があ ŋ て

限られます。

払出しをすることができません。得ない場合を除いて原則としてまた18歳までは、災害等やむを座を開設することができません。 ません。 す S A 口座しか開設することができNISA口座は、1人につき 円 ジュニア なります。 |と違い、未成年者しか口般NISAやつみたてN どちらか一方を選択する Ι また N I S A 口 座 内 で 、 A 又 は Ι 資 つみたてNI 枠が あ毎 り年

| する「新NISA」

四

ことに なり 的 Ι 5 に拡 S ました。 Α 流・恒が、 制改 7令和6年 化さ によ れる 年か

商品については、新しいNISまでに従来の制度で投資をしたまでに従来の制度で投資をしたいなります。ただし、令和5年みたて投資枠」、「成長投資枠」でNISA」が廃止され、「つみた来の「一般NISA制度では、従

新しいNISA制度は、なので、合計で年間360たて投資枠と成長投資枠が140がで、合計で年間360 まで こと(ロール におさ制A、けれ度制 は、 13 度 **成税で保** る非課 ます。 投資をすることができます。 保有 たて投資 制 できませ 度 におけ 度 7 の非課税 パオーバ て 税 る 切 有 7投資 ん。 、枠と成長投資枠を いる金 期 ŋ できる限 間 0 ا ح 投資 が 税 万円までで、 融 来 e V 枠 資 了 の置 医腹額 11 電産を新 うした後に に が適用 間を 、ます 投併つ 万 2 投 用 の の み 移 て す



売用

S

ようになります。

うに手動的 自動的度の 手続に 関し のの関し のの関し。 る を ることから、 立な運用が 玉 税 所 に手当てされまれの手続きが複雑に動的に設定される制度の開始時に変 国税庁が管理する 悦保有限度額に な運用を担保する所などを確認して 課 ジュニアNISAで投資 税 保 また、 ている人につ 有期 、ては、 定 で 期 間 して、 A C はす。 になら、 になり 従来制 新 動 ること 的 有 9 が 13 的非 し 課税期間 9 ź る W 0 度 7 制利期 18 KZ 11 11 継続 ず。 も設情 や、 度用限に N 歳 な \Box ては、 て Ι 12 い新座 管 間し 従 よ制が Sけ報非適のな

きません 却し る A L 額 2 ると非課税枠へ制度では、 た非課 来の 0 ても 3 0 でした N れ買 万 税枠 再 I S ま付 利 残 用は、 を 金が 高 が、新しいNIAでは、一度和では、一度和のことはでは、一度和のことはで ŋ 再融 /ます。 利商新 簿 用 밂 できる 価 残 Ι 0) で を利

従来の NISA と新しい NISA の比較

金融庁資料より

従来の NISA					
	つみたて NISA 〈選技	ジュニア NISA			
年間投資枠	40 万円	120 万円	80 万円		
非課税保有期間	20 年間	5 年間	5 年間		
非課税保有限度額	800 万円	600 万円	400 万円		
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式 投資信託 REIT など	上場株式 投資信託 REIT など		
対象年齢	18 歳以上	18 歳以上	18 歳未満		

令和6年から

_					
新しい NISA					
	つみたて投資枠 併用可 成長投資枠				
年間投資枠	120 万円	240 万円			
非課税保有期間	無期限化	無期限化			
非課税保有限度額	1,800 万円(枠の再利用が可能)				
		1,200 万円(内数)			
口座開設期間	恒久化	恒久化			
投資対象商品	従来のつみたて NISA 対象商品と同様	上場株式 投資信託など注			
対象年齢	18 歳以上	18 歳以上			

ジュニア N S A は廃止

整理・監理銘柄、信託期間 20 年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託などを除外

女性の活躍 偶者手当の 促進 に 在り方検討会より~ 向 けた

直しを行う場合の留意点等が公のたり方に関する検討会」においては、平成27年12月から平成いては、平成27年12月から平成の在り方に関する検討会」におの在り方に関する検討会」におの話躍促進に向けた配偶者手当の活躍促進に向けた配偶者手当の活躍促進に向けた配偶者手当の活躍促進に向けた配偶者手当の なっていると指摘されています。 イム労働者の就業調 会保障制 者手当」 当」に が 大きく変化している 度とともに、 人入要件 ついては、 小が進 こがある むなど社 パート の要因と 制) 「配偶 中で、 会 夕 社

まし トに 者手当」の在 , 公 開 生 っては おいては ただくため、 工労働省 した周 取りまとめた 労使に り方 知用 • 各企 都 厚生労働 おいて「配 道 0) 業に リ府 ĺ 配偶者手の働省に おか ・フレ 小労 働 省行 2 偶れ ッ局

> うお願 記 摯な話合 企 ベ |業の実情も踏まえて労使で真、き事項」の趣旨をご理解の上、||の在り方の検討に関し考慮す 載 が 付 11 してあります。 申し上げます。」 $\epsilon \sqrt{}$ を進めていただくよ

配偶者手当等の 動 向

は、 いいますが、実際の手当の名称手当のことを「配偶者手当」と 2 業場は55 よると、 年職種別民間給 11 の支給状況を調査した「令和4 1 扶 る |養手当||などさまざまです。 |間企業における「家 企業によって「家族手当」、 従業員に対して支給される 間 企 偶者手当 工業にお ・1%となってい 家族手当を支給する事 整の いて、 与実態調査」に)支給状 配 族 況 偶 《手当」 ・ます。 者

改訂版公開)。 関されました

令

和5年1

月

K

識 さ ようなもの る 抑えるために就労時間 れる 制 度、 整をする理由には、 業調整」を行 その 配配 年 偶 があります 偶 『者手当_ ·収を一定 者 0) 勤 いってい 務 などを を調 額以下に 先 複 複以数下 、ます。 で 整す 支 回の

- れ、生 5 えると配 なくなる… 年金保険 一定 自 分で、 額 偶者 $\widehat{1}$ で加入しなけらいの被扶養者も 被扶 の 健 0 養者 康 万 保円 いればない 原、厚いない
- くなる… 税 金を支払わなけ 自 $\widehat{1}$ 分の 103万円)を超えると分の所得税の非課税限度くなる…約6割 約 5 割 れ ばならな
- り、 税制上 なる… 一定額を超えると 配偶者特別控除が少なく 配 偶 者 0
- なる… 0) 配偶者手当が 約2割 もらえな 者 0
- ざまな影響につか行われている n ています。 告書にお **飛業調整** れいては、 9
-] |-労働者を多く 雇 用 す

することにより、

に労働

契約

0)

内容

で

ある

者

8 女性

%は、

税制、 ・タイ

社会保

ピパート

4

労

働

の有

21 配 偶

る企 末の 業 材 で は、 確 保に 忙 苦 期 慮 で して あ る い年

- 働者 正 0) 社 負 員 担 な が が増えている。 0) 労
- 分に発揮できない要因の・ 女性がその持てる能力機能する可能性がある。 機能 賃金 パ 相 ートタイム労働 場の 上昇に、 る。 抑制全 力を十 的体 にの
- となっている。 回の一つ
- 11 人的資源を十分に活用できて ない 日本経済全体にとっても、 状 況をもたらす。

配偶者手当見直しの留意点

1 留意点を掲げます。 法令や通達に基づく見 労働契約 法

直

0

定額を超えると配偶)…約4割 ていることによるさま いて取り 影 り上 就 業調 げ 整 ることなく、

3

の

法の一部を抜粋します。なお、たり、関連法令として労働契約制度の円滑な見直しをするに当 要があります。 に気をつけながら実施をする必変更の際は、手順や合理性など 配偶者手当」を含 用者は、 就業規 労働 労働者の不 者と合 め た賃 意す

の法 79条 ŋ りではない)。(労働契約10条に該当する場合はこい(次に掲げる労働契約 を変更することは

働者に周知させ、かつ、就業 規則の変更が、労働者の受け る不利益の程度、労働条件の を更の必要性、変更後の就業 規則の内容の相当性、労働組 所等との交渉の状況その他の 合等との交渉の状況その他の が業規則の変更に係る事情に にいる事情に のときは、労働契約の内容である ときは、労働契約の内容である る に は、 労働 ところによるものとする(労」該変更後の就業規則に定め ŋ 用者 労働条件を **||条件は、** 変更後の就 が 規 原則として、 **机業規則** (更する場合 則 0) 変 なが労 更

(約法第10条)。

る

より)。 9日付 0 5 0 9 0) そ の他の留意事項としては、その他の留意事項 付「配偶者手当の在り方し9第1号 平成28年5つなものがあります(基 ĩ 考慮すべき事 項

ニーズの 性を高 把 8 る 握など従業 取 員 0

> 使 原の 額の話 維合 持い 合 意

措

7 - 寧な説明 必要な経過# 必要な経過# 制 度に つ 11 7 0)

見直しの実施・検討事 例

事 す る 配 例等を紹 見直 偶者 しが実施・検討される対象とした手当に 介します。 た関

見直し

力環・境 遇 ^{垛境変化に対立} 経営のグロ 制 制度、役割給制度への見ず境変化に対応するため、発経営のグローバル化や外部 単視した処のため、能 、の見直

ライフスタイル・ 女性の社会学 性踏 まえた処遇 会進 ル 0) の見直の公平性に 似光等を • 納得

L 躍 こし続けられる制度への見直若手から65歳まで成長・活めある制度への見直し

直世 世代育成支援は仕事と家庭は の観点を 灬からの□ □支援や↓ 見次

2 労使 交渉

話の i合い、交渉が行われ労使 期間をかけて丁寧に労使 多くの場合、 $\frac{1}{2}$ 年程 で度 合

> を講 を講ずることとしたケースもいた者を対象として経過措置見直し前に手当が支給されて見をしていの結果、制度 11 上 で

行われている。
行われている。
従業員に対し協議の段階から従業員に対し 多 見直 しに 当たって は、 労 使

3

・ 賃金原資の総額が維持され ・ 賃金原資の総額が維持され ・ 見直しの具体的な内容は、 ・ 見直しの内容

例 基本給や能力給に組かわれているケースが多い。 るよう賃金制度の見直しが行賃金原資の総額が維持され 対れ する ケース でする手 基本給 する手当に組み入れるるケース/他の扶養者に基本給や能力給に組み入

ケー されていた者を対象として、 過措置を講ずることとした 制 スも多い。 度見直し前に手当が支給 年かけ って段階 的 に 減

4 直し内容の具体例・廃止するケース

(1) 廃 止配 を対象とする手当

部 配偶 分を基本給等に組入 配 家 配偶者に対する手当を廃分を基本給等に組入れ偶者を対象から除外し切 子どもや障害を持 手 7象から つ ま 家族上 相当は

Ļ

(2)配 偶者を対象とする手当

・ 配偶者に手厚しを、扶養家族1人あたし、 配偶者に手厚し を減額し、配 額) つ家族 稲(配偶者に対する手当 祆養家族1人あたり同額 偶者に手厚い支給内容 等 K に対する手当を増子どもや障害を持

場合のみ支給定の年齢までの子どもがいる配偶者に対する手当は、一

果、貢献これ、管理職及び総合 (3) 存続配 **!偶者を対象とする手** 貢献に応じて配分 し、職 職に 実力、 対 べする 当

生活保障 他 の手当は改廃したものの 0) 観 点から家族手当

「ハラハラ社員」への対応

「ハラハラ社員」に悩む上司が増えてい ます。「ハラハラ」は「ハラスメント・ハラ スメント | のことです。

他者からの注意・指導に対して「不愉快 だ | と思った部下が過剰に上司を追及する、 一種の嫌がらせの行為です。

ハラハラが起きる時の場面としては、遅 刻が多い部下に注意したとか、スキルアッ プのために高いレベルの仕事を与えたとか、 親の具合が悪いという理由で休んだので翌 日に親の様子を聞いてみた、など・・・・。

ハラハラによる職場への悪影響としては、

- ① 上司が委縮してしまい、部下への必要 な注意・指導が出来なくなってくる
- ② 部下に仕事が頼みづらくなり、上司が その分の仕事を負い、生産的な仕事に支 障をきたす
- ③ 上司がメンタル不調に陥り、体調を崩 す

一方、ハラハラをする側の社員にとって は、上司からの小言が無くなったと思うか もしれません。しかし、本人にとってもマ イナス面がかなり出ます。

例としては、以下のとおりです。

- ① 上司からの指導が受けられなくなり、 スキルが向上しない
- ② 職場での評価を下げ昇進・昇給に影響
- ③ 同僚等の評価が下がるばかりではなく 職場への悪影響を与える

このように、職場にハラハラ社員がいる ことは、誰にとっても得になりません。

では、ハラハラ社員の対策ですが、「社 内研修でハラハラの判断基準を職場の共通 認識にする |、「ハラスメント防止規定を作 りハラハラの処罰の対象を明確にする人「上 司、同僚もハラハラには客観的に対応する ことを心掛ける | などです。

ハラスメントが行われている職場は、業 **績にも影響する事を認識したいものです。**

仕を測 は 反 方 です 力 防ぐ。 事揺 \mathcal{O} 0 ヵ 事 る がしかねた は 社 1 フ 長 社 ケ ・フラの現が のの ſ١

営

理の

念 経

で

在

社長によると、フとはすが、フはピンときませ 事 カとケはすぐは稼ぐ。「ケ」は脳 例 ということです。 げ はすぐに てみ 危 企業の フとは 削 険 ま に分かる る。 し す。 ず。 を 避け)根幹 h 不

この時のおたときに完ま る に Ν プラス 複 カット 雑な模 いると話 チッ 様を金型 (プラスカク工業 しま は、 チット で加 私 ク社 0 I 容器は 原

ありま 小企業 一つに 経 営に とって 設 備投 資 (i) し 問い

題が営

記者の眼

中小企業経営者の中には、新聞記事に対 して記者がどのようなネタを求めているの か、どうすれば自社を記事に取り上げてく れるのか、という事を思ったことがあるの ではないでしょうか。

一般紙のT記者の説明ですが、①独自性、 ②時流、③広がり、といったところを重視 するそうです。①の独自性は言わずもがな ですが、②と組み合わせることで、取り上 げる確率はグッと上がります。今ならば人 手不足と賃金にどのように対応できている か等々です。会社の独自の取り組みがホッ トな話題に関係していれば、記者も社内で 掲載するようアピールしやすいのです。

③については媒体ごとに異なります。例 えば鉄の業界で画期的な技術開発をしたと 言ってきても、鉄の専門誌ならばともかく 一般紙の場合、読者に分かりやすく説明す る必要があるので、記者との意見交換を十 分にすることが必要となります。